

感染症対策を忘れずに

感染症が流行している状況でも、感染症予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営できるように、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針」を定めました。

分散避難をお願いします

避難所は密の環境になりやすいため、分散避難を推進しています。ハザードマップで確認し、自宅が大きな被害が出ない（色が塗られていない）エリアであれば、家の中の安全な場所で過ごしましょう。また、親戚や知人の家など避難所以外への避難も検討しましょう。

日頃から家族で話し合っておくことが大切です。



避難所での感染症対策

- ほかの避難者と十分な間隔を確保する
- 避難所内、特に居住スペースの十分な換気に努める
- 入所時と毎朝、検温し、避難者自身が健康管理チェックリストで健康を管理する
- マスクを着用する
- 感染が疑われる人が避難してきた場合や、避難者に発熱などの症状が出た場合には、対象者を隔離した上で専門機関に連絡し、検査・入院の調整をする



感染症対策備蓄品チェックリスト

- | | | | |
|---------------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> マスク | | <input type="checkbox"/> 除菌用アルコール | |
| <input type="checkbox"/> 除菌用ウェットティッシュ | | <input type="checkbox"/> 体温計 | |
| <input type="checkbox"/> 衛生用手袋 | | <input type="checkbox"/> スリッパ | |
| <input type="checkbox"/> ハンドソープ | | | |

避難所へ避難するときは

マスク、除菌用アルコール、体温計
をお持ちください

被災者支援の一部が終了します

令和元年房総半島台風、東日本台風、10月25日の大雨により被災された方への支援の一部が、11月に受け付けを終了します。

まだ申請していない方は、早めに手続きをしてください。申請方法など詳しくは、各支援制度の担当課へお問い合わせください。

り災証明書

申請には、り災証明書が必要です。発行には1カ月程度かかる場合もありますので、まだ申請をしていない方は、早めに手続きをお願いします。

区役所地域振興課

- 中央 ☎221-2169 FAX221-2179 花見川 ☎275-6224 FAX275-6799
 稲毛 ☎284-6107 FAX284-6189 若葉 ☎233-8124 FAX233-8162
 緑 ☎292-8107 FAX292-8159 美浜 ☎270-3124 FAX270-3191

11月30日(月)申請期限

- | | |
|---|---|
| ①被災した住宅の応急修理
被災した住宅の日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分を、市が応急的に修理 | ③被災者生活再建支援金
住宅が半壊の損害を受けた世帯に支援金を支給（解体した世帯を除く） |
| ②被災者住宅補修緊急支援事業
被災した住宅の屋根または外壁などを補修する方に対して工事費の一部を助成 | ④特別見舞金
住宅が一部破損（損害割合10%以上）の損害を受けた世帯に特別見舞金を支給 |



12月28日(月)申請期限

- ⑤被災者住宅建築資金利子補給事業
住宅に損害を受けた方が、補修や建て替えなどのため金融機関から資金を借り入れた場合に利子の一部を補助



問①②⑤住宅政策課 ☎245-5809 FAX245-5795 ③④地域福祉課 ☎245-5218 FAX245-5620